

美浦村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年10月17日

美浦村農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進について、農業委員、農地利用最適化推進委員及び各農業団体が情報共有を図りながら、積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域の特性にも配慮しつつ、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、美浦村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに準じつつ農業委員の任期を考慮して平成36年度を目標とし、状況に応じて隨時検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内農地面積	遊休農地面積	割合
現状（平成30年3月末）	1,374.7ha	116.4ha	8.47%
平成33年度までの目標	1,350.0ha	90.0ha	6.67%
平成36年度までの目標	1,325.0ha	60.0ha	4.53%

※管内農地面積は農地台帳による。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえながら農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 利用意向調査の結果を受け、利用権設定や農地中間管理事業の活用を推進する。

ウ 農地パトロールを適宜実施し、遊休農地の早期発見に努め、管理の指導等を行う。

エ 各関係団体と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積	集積面積	割合
現状（平成30年3月末）	1, 374.7ha	686.2ha	50.0%
平成33年度までの目標	1, 350.0ha	810.0ha	60.0%
平成36年度までの目標	1, 325.0ha	927.5ha	70.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ア 各関係機関との連携を強化し、農地の出し手や受け手等の関係者と貸付希望等の農地情報の共有及び周知を図り、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- イ 人・農地プランの見直し等において、地域の座談会等での協議を推進する。
- ウ 農地中間管理事業の活用促進を図る。
- エ 担い手（認定農業者等）の確保を図る。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
現状（平成30年3月末）	3 経営体
平成33年度までの目標	6 経営体
平成36年度までの目標	9 経営体

※現状の新規参入経営体は平成25年から平成29年度までの経営体（個人・法人）の実績。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 各関係機関との連携を強化し、就農希望者の情報共有及び相談に応じ、適切かつ継続的に支援をする。
- イ 就農希望者に貸付希望農地等の情報提供を行う。